

議案第21号

三朝町国民年金印紙購入基金条例の廃止について

次のとおり三朝町国民年金印紙購入基金条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成15年3月10日

三朝町長 吉田 秀光

平成15年3月24日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町国民年金印紙購入基金条例を廃止する条例

三朝町国民年金印紙購入基金条例（昭和45年三朝町条例第17号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。